

消費者機構日本ニュースレター

169号

年頭所感

消費者団体訴訟制度をバージョンアップする

特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 理事長 二村 睦子

新年明けましておめでとうございます。旧年中は、多くの皆様に当機構の活動にご協力をたまわり厚く御礼を申し上げます。

昨年、消費者裁判手続特例法の第一号訴訟である東京医科大学訴訟において簡易確定手続の和解が成立し、当機構に授權いただいた方々への返金を9月に完了することができました。この制度の下で実際に入学検定料等の返還が実現したことは一つの成果と言えます。一方で、大学入試において不公正な選考が行われていたという本事案の本質を考えると、慰謝料こそ支払われるべきと考えられますが、制度の認める請求対象の制約からそこには届いていません。また、対象となる受験生の名簿が一部廃棄されていたことにより十分な範囲に通知を行うことができず、返還することができたのは実際の対象者の約16%程度にとどまっています。このことも制度的な課題と言えるでしょう。

また、いわゆる情報商材に関する(株)ワンメッセージ他に対する訴訟については一審での却下判決に続き、控訴審でも昨年末に棄却とされました。購入者側にも一定の過失を認め、その過失の程度は個々の消費者によって異なるから簡易迅速を要するこの手続には馴染まないとされたもので、支配性要件の解釈が厳格すぎるという問題が明らかになりました。当機構は上告に向けて準備を進めているところです。

差止請求等の消費者被害の拡大防止の活動についても引き続き着実にすすめて参りました。裁判外では是正が図られ公表に至ったものが10件、裁判外では解決に至らず新たに差止請求訴訟を提起したものが2件あります。また、2018年5月に提訴した芸能人養成学校エーチームアカデミーについては3年間の審理を経て一審で一部勝訴の判決を得ましたが、入学時諸費用の一部について「受講者としての地位」の対価とした点は誤りであると考え控訴しています。

このように(特定)適格消費者団体に認められた権限を活用して消費者被害の拡大防止と回復を推進してきました。経験を重ねる中で、成果とともに上記のような制度上の問題点も明らかになってきています。昨年は消費者庁に設けられた2つの検討会(消費者契約に関する検討会、消費者裁判手続特例法検討会)から相次いで報告書が公表されました。今年はこれら報告書をベースに消費者の視点から法制度の改善を実現する年になります。志を同じくする方々と協力して、制度のバージョンアップを実現できればと考えています。

本年も変わらぬご支援をよろしく願いいたします。

【順天堂大学】入学検定料等の返還手続きの参加方法の通知・公告を開始しました。

～手続き書面は1月21日(金)に一齐発送。参加締切り(書類提出期限)は3月28日(月)(必着)～

東京地方裁判所から2021年12月21日に順天堂大学の入学検定料等の返還手続きを開始する決定(簡易確定手続開始決定)が出されたことから、当機構では、対象となる方々向けに本手続への参加方法をホームページに掲載しました。http://www.coj.gr.jp/trial/topic_211227_02.html

今回、当機構は順天堂大学から本手続への参加対象となる方々の連絡先(受験生の氏名・住所等)の開示を受けました。当機構はこのリストの受験生に2022年1月21日に本手続参加の方法等を記載した関係書類一式を普通郵便で一齐に発送する予定でいます。

ただし、順天堂大学から開示されたのは、受験生が平成29年度及び平成30年度の入学試験の申込用紙に記載した連絡先のため、引っ越し等で当時と住所が異なっている方々には当該関係書類一式は届かないことが予想されています。そのような方々にはホームページから必要書類をダウンロードして参加手続きを行っていただくよう呼び掛けておりますが、会員の方々におかれましても、対象となる方々に本情報が届くよう広報にご協力くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 ONE MESSAGE 等に対する共通義務確認訴訟 控訴審判決のご報告

当機構は、ワンメッセージ等に対する不法行為を理由とする共通義務確認請求訴訟が東京地方裁判所において請求却下の判決を受けたことから、これを不服として東京高等裁判所に控訴しておりましたが、残念ながら、2021年12月22日に控訴棄却となりました。理由は、第一審同様、被害者(購入者)が本件情報商材を購入した動機や騙されたことについての過失の程度は個々の被害者によって異なり、特例法の訴訟要件である支配性の要件を満たさないとのことでした。

この判決について、当機構は臨時理事会を開催し、本判決の判断を不服として上告することを決定し、12月28日に最高裁判所宛の上告兼上告受理申立書を提出しました。

そもそも共通義務確認訴訟は、少額多数の消費者被害を救済するために制度化されたものであり、本件のような事案で支配性の訴訟要件を欠くとされるのであれば、悪質な情報商材被害の救済を図ることが極めて困難となります。当機構としましては、引き続き本件情報商材の購入者の被害回復を目指して参ります。

詳しくはホームページをご覧ください。http://www.coj.gr.jp/trial/topic_220107_01.html



特定非営利活動法人 消費者機構日本
発行人: 二村睦子 編集責任者: 板谷伸彦

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077